

2020. 7. 7 第41回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第41回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は2月4日でした。新型コロナウイルスの影響で4月の期日が取り消されましたので、5か月ぶりの期日となりました。新型コロナウイルスの感染拡大から私たちは学ばなければなりません。まだまだ人類は、自然界の猛威に敵わないということ。静岡県は、大井川の水源を守る確約がなされていないということでリニア新幹線の工事を開始することを認めないと言っています。この問題は、大きく報道されています。このリニア新幹線について、地震学者の石橋克彦さんは、リニア新幹線は、日本有数の活断層を何本も貫くし、糸魚川ー静岡構造線の断層が南海トラフ地震と同時にズレ動くかもしれないとして、地球上でもっとも危険な地帯に建設されていると指摘しています。コロナ終息後の日本では、東京一極集中や大都市圏の過密と地方の過疎を解消し、エネルギーや食料を域内で自給できる分散型社会を目指すべきだろうと言います。リニア新幹線は時代錯誤だと言います。大電力を消費するので地球温暖化対策が求められる時代に逆行しているとも言います。「夢のエネルギー」としてズルズル推進され福島事故を起こした原子力発電と同じにならないように、コロナを機に工事を中止すべきだと言います。私も、私見ではありますが、石橋先生の意見に賛成です。

ところで、浜岡原発について、5月14日で、運転停止をして丸9年が経過しました。県民の浜岡原発に対する関心が低下していることが懸念されます。原子力規制委員会での審査が難航していることから、すぐに再稼働になることがないだろうとの思いがあるのかもしれませんが。しかし、去る7月4日付の新聞報道では、原子力規制委員会は、敷地内断層の活動性評価をH断層系の活動性評価で代表できるとする中部電力の主張を了承したとのこと。この判断は、大丈夫でしょうか。H断層系だけ評価すれば足りるというのは大間違いだと思います。

四国電力の伊方原発3号機についての1月17日の広島高裁決定では、

四国電力は佐多岬半島北岸部に活断層は存在しないとして活断層が敷地に極めて近い場合の評価は必要ないとして地震動評価を行っていないが、中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性は否定できないので、十分な調査をすれば敷地から2km以内に活断層だと認められる断層が見つかるかもしれない、その場合は地震動評価をする必要がある。四国電力が十分な調査をしないまま設置変更許可申請をし、規制委員会は問題ないとしたが、規制委員会の判断には、その過程に過誤や欠落があったと言わざるを得ない。としています。

浜岡は、駿河湾トラフ、南海トラフによる巨大地震が過去に何度も発生し、今後

も必ず起きる地域です。逆断層が敷地内にあるはずで、正断層のH断層系の評価だけで済ますことは許されないはずで、

私たちが訴訟でも強く主張している浜岡原発の敷地内にA-17という活断層があるということを規制委員会が考慮してくれなかったことが残念でなりません。

石橋克彦さん達は、浜岡原発は、世界で一番危険なところにある原発だと言っています。コロナを機に、国民が皆、エネルギー政策を見直し、原発は要らないという意見になってもらいたいと考えます。

なかなか裁判が進みませんが、焦らないで、私たちの訴えが裁判所に認めてもらえるよう、一步一步進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘